

## 本庄市水安全計画 Q&A

Q：水安全計画を策定した目的は何ですか？

A：本市の水道水は原水の水質状況に応じて浄水場施設が整備されており、運転管理や定期的な水質検査の実施により安全性を確保しています。

しかし、水道水の水質基準項目に比べて、常時監視可能な項目が限られていることや水質検査の結果においても一定時間を要するためリアルタイムでの観測に課題があります。このため、水質検査以外の対策を講じることでより安全性の高い水道水を供給するために策定しました。

Q：具体的にはどうするのですか？

A：水安全計画では、厚生労働省が公表している「水安全計画作成支援ツール」に示された危害原因事象を元に、これまでに収集した資料や運転管理の経験に基づき、潜在的な危害原因事象（危害を引き起こす原因）を整理して、リスクレベルの設定マトリックスを用いてリスクレベルを設定し、それに対する管理措置を設定した上で、関連する水質項目による危害の発生を防止又はリスクを軽減していきます。

Q:事故等が発生した場合どうする？

A:管理基準からの逸脱以外の異常事態や予測できない事故等による緊急事態の対応についても、水質事故発生時の対策マニュアルに準じて対応していきます。

Q：PDCA サイクルに基づき水安全計画を運用することになっていますが、どのような方法で進めますか？

A：リスクレベルに対する管理措置の対応として、年1回の管理措置が適切かどうかを評価します。

現状の管理措置により水道事業を運用し、管理措置が設定されていない事象や適切でない事象、異常事態や予測できない事象が発生した場合は、水安全計画対応記録簿を元に、妥当性確認チェックリストを用いて水道事故等の危害原因事象を見直し、管理措置等を定めます。